

6日農第588号  
令和6年11月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日進市長 近藤 裕貴

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 愛知県日進市<br>( 23230 ) |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 北新区<br>( 北新田 )      |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年11月29日<br>(第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

#### 【現状】

- ・ほとんどの青地農地が土地改良事業により水田換地されていることから、水稻による稻作が中心である。
- ・多くの水田が認定農業者である「尾東農産」に使用貸借・作業委託をしている。

#### 【課題】

- ・耕作者、地権者の高齢化が進行し、後継者が不足している。
- ・イノシシ等の有害鳥獣による被害が年々増加している。
- ・一部地域に関しては水田の排水口が高く設置されることにより、田面の乾燥がうまくできず、耕作ができない状況になっている。
- ・地権者はいずれも小規模な農地しか所有しておらず、個人で稻作用機械を所有・維持することが難しい状況であり、将来的に耕作放棄につながりかねない状況である。また、小規模な農地では専業農家として生計が成り立たない。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

対象地のほとんどが土地改良事業により水田換地された農地であり、畑作への転作は容易ではないことから、今後も水稻の作付けが主となる。ただし、平池以北の農地に関しては林池の受益地であるため、愛知用水の止水時期においても池がかりによる通水が可能であることから、麦等水稻の裏作が可能である。そのため、将来的には水稻・大豆・麦等、経営所得安定対策等の活用も視野に入れていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積【北新区】                  | 34 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 未定 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha    |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

北新区における青地農地を農業上の利用が行われる農用地と考える。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者、認定新規就農者及び規模拡大意向のある中心経営体をメインに農地の集積を図っていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手が決まり次第、農地中間管理機構を通じて利用権設定を行っていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

対象区域においては基盤整備事業は完了しているため、面整備における新たな取組の予定はないが、災害等によりパイプラインが不通となった場合を想定し、ため池による開水路機能の維持・管理に努めていく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市主催の「日進アグリスクール」を活用することにより、新たな経営体の確保に努め、また同じく市主催の「農業よろず相談」による栽培・経営改善の指導等を活用することにより、既存経営体の育成に取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

自作による地権者に対し、個人で実施出来ないような個々の作業においては、認定農業者及び認定新規就農者への作業委託を地域で呼びかけていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                     |           |                          |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>            | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

①鳥獣による農作物被害が発生している農地においては、市補助制度(日進市有害獣類被害防止対策事業)を積極的に活用し、鳥獣被害の防止に努めていく。